

行 政 報 告

(令和 7 年第 5 回臨時会)

(報告事項)

- 1 (仮称) 苫東厚真風力発電事業の取り止めについて

令和 7 年 8 月 2 0 日

行政報告（令和7年第5回臨時会）

令和7年第5回厚真町議会臨時会にあたり、（仮称）苫東厚真風力発電事業の
取り止めについてご報告申し上げます。

（（仮称）苫東厚真風力発電事業の取り止めについて）

令和2年5月26日に Dai Gas ガスアンドパワーソリューション株式会社（大阪市）が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の4の規定により計画段階環境配慮書をもって公表した（仮称）苫東厚真風力発電事業について、同法第30条第1項の規定により、令和7年8月19日付で第一種事業の廃止等通知書の提出があり、当該事業を取り止める旨の通知を受理しました。

事業取り止めの理由は、昨今の資機材高騰の影響を受けて建設費等の精査を行った結果、事業性を確保することが困難であると判断したためとのことです。

なお町では、当該事業に関する一連の動向や住民および各種団体から寄せられたご意見等を踏まえて、本町を事業区域とする再生可能エネルギー発電事業計画について、町民の安全で安心な生活環境の確保や良好な自然環境の保全と調和し、地域との共生が図られるよう、必要な条例の制定に向け準備を進めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。